

## 学校において予防すべき感染症と出席停止の手続きについて

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。出席停止の期間を遵守し、自宅で安静に過ごし回復に努めてください。2、3ページ目が出席停止の書類となります。

### ◆新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合

医師に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（疑いも含む）と診断された場合、病院受診時に自宅療養期間を確認し、「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ療養報告書」を保護者が記入押印し、必要な添付書類（診療明細書や調剤説明書や薬袋）と一緒に担任へ提出してください。

### ◆新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」を医師に記入していただき、担任へ提出してください。

### 学校において予防すべき感染症と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第18・19条）

	疾患の種類	出席停止の基準
第一種	(注1)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (感染性胃腸炎・手足口病・溶連菌感染症等)	(注2)

(注1) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザなど

(注2) その他の感染症について

「学校で通常認められないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの」とされており、生徒がり患したとしても、直ちに出席停止の対象となるものではありません。

## 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ 療養報告書について

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザにり患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。健康回復のため下記の出席停止期間を守り、安静に過ごしてください。療養期間が明け、登校の際に療養報告書に書類(下方参照)を添付し担任に提出してください。

●新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準・・・

【発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで】

\*無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

●インフルエンザ出席停止期間の基準・・・

【発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで】

\*「発症」とは発熱など症状が始まった日です。症状が出た翌日を1日目として数えます。

### 療養報告書 (新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

令和 年 月 日

年 系 組 番

生徒名

保護者名

㊞

1. 診断名 (当てはまる項目に☑ をつけてください)

新型コロナウイルス感染症にり患した

インフルエンザにり患した

2. 発症日 月 日 ( )

検査日 月 日 ( ) 医療機関名:

解熱日・症状が軽快した日 月 日 ( )

3. 療養期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

●生徒名・受診日が記載された診療費明細書や調剤説明書・薬袋などの写しを添付してください。

学校感染症等にかかる登校に関する意見書

大阪府立茨木工科高等学校

年 系 組 番

名前

病名

上記感染症のため

月 日 ~ 月 日 まで療養を指示しました。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印